

株 主 各 位

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2021年6月1日

セガサミーホールディングス株式会社

目 次

1. 当社の新株予約権等に関する事項	3	頁
2. 会計監査人に関する事項	3	頁
3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要	4	頁
4. 連結株主資本等変動計算書	10	頁
5. 連結計算書類の連結注記表	13	頁
6. 株主資本等変動計算書	32	頁
7. 計算書類の個別注記表	33	頁

上記の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したとみなされる情報です。

当社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

- ① 名称
有限責任 あずさ監査法人
- ② 会計監査人の責任限定契約に関する事項
当社は、2006年6月20日開催の第2期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該規定に基づく会計監査人の有限責任 あずさ監査法人との責任限定契約は締結しておりません。

③ 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	142百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	271百万円

- (注) 1. 当社の子会社であるSega Europe Ltd.等は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画及び前事業年度の報酬実績などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 3. 当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の「事業調査業務」の委託等であります。

④ 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 (業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

- (1) 当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループミッションの下グループCSR憲章及びグループ行動規範並びにグループ・マネジメントポリシー及びガイドライン（以下「グループ理念・規範」と総称する）を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝える。

さらに、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するために定めたグループ・マネジメントポリシー、及びグループ全体の管理運用標準を示すガイドラインに基づき、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

- (2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

企業秘密その他情報等を適切に管理するため、情報管理及びITセキュリティに関する方針、並びにITセキュリティに関するガイドラインを制定し、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督にかかる経営管理組織に報告する。

緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー及びガイドラインの一つとしてリスクマネジメントに関する方針及び危機管理ガイドラインを制定するとともに、当グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

(5) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。これらの施策は、行動基準としてのグループ理念・規範を基礎とするものでなければならない。

使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。

内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。透明性を維持した的確な対応の体制の一環として、業務上の報告経路のほか社外の弁護士等を受付窓口とする内部通報窓口を整備する。

(6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者（以下③、④において「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役、監査役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当該株式会社に報告、共有される体制を取る。

それとともに、当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。ただし、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。

その他、当社にグループコンプライアンス・リスク連絡会議、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

- ② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社が定めたグループ共通の重点項目や施策に関し、グループ会社各社に取り組みせるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。

- ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、グループ会社においても、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適切な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取るが、その会社規模、性質、業態等を考慮して体制を決める。

- ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制を整備させる。

- (7) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項、当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

監査役の職務を補助する使用人は、原則として専属の使用人とし、取締役の指揮・監督を受けない。ただし、やむを得ない場合は、執行側との兼務使用人をもって充てる。兼務使用人については、とくに独立性に配慮する。当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。

- (8) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- ① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

- ② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

当社監査役は、いわゆるグループ経営重視の観点から、グループ会社の監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰の対象となる。
- (10) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用の負担を行う。第11号規定の外部アドバイザーの活用費用等も、これに含まれる。
- (11) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
監査役会は、独自に必要な応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の前記基本方針についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス
- ① 当社及び当グループ役員に対し、新任役員、既存役員に分けて每期コンプライアンス研修会を開催しております。
 - ② コンプライアンス、リスク管理等内部統制上の重要課題と関連施策の共有の場として、グループコンプライアンス・リスク連絡会議を設置しており、その主な内容についてグループ主要各社の取締役会等でフィードバックを行っております。
 - ③ コンプライアンス体制の強化のため、年度ごとに社会的要請事項やグループ内の課題の中からグループ共通のコンプライアンス重点項目を設定し、グループ研修を実施いたしました。また、グループ社員のコンプライアンス意識や知識の向上のため「コンプライアンス推進運動」を継続実施しております。
 - ④ 反社会的勢力排除の取組みとして、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムをグループ全体に導入し、その運用をサポートしております。

- ⑤ 法令違反等の不祥事の早期発見及び発生防止のため、内部通報制度を制定しております。通報窓口として企業倫理ホットラインを設置し、積極的に社員への周知活動を行っております。
- ⑥ 当社内部監査部門は、当社及び当グループ各社を対象とした内部監査を実施しております。また、当グループ各社の内部監査部門との間で監査情報の共有や相互の連携強化を深めるなど内部監査体制の更なる充実を図っております。

(2) リスク管理

当社及び当グループ各社では、経営の内外に潜在する重要なリスクを洗い出し、対処すべき課題を明確化して、会社の事業遂行並びに経営資源の損失低減、再発防止に取り組んでおります。

(3) 監査役監査の実効性

- ① 内部統制上の監査役への情報提供の強化を補完するものとして、監査役及び会計監査人等にて構成される「ホールディングス監査連絡会」、監査役と内部監査部門にて監査の進捗状況及び情報交換等を行う「監査役・経営監査部連絡会」、当グループ常勤監査役全員で構成する「グループ監査役連絡会」を開催しております。
- ② 当社では、専属の監査役補助使用人を置いて、監査役の職務を補助させております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	29,953	118,564	206,334	△53,555	301,296
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△7,052		△7,052
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,274		1,274
連結子会社の決算期変更 に 伴 う 増 減			△4		△4
自 己 株 式 の 取 得				△11	△11
自 己 株 式 の 処 分		△0		5	5
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△88			△88
過年度持分の増減に係る 税 効 果 調 整		△427			△427
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△516	△5,782	△5	△6,304
当 期 末 残 高	29,953	118,048	200,551	△53,561	294,991

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
当期首残高	4,470	△596	△1,109	△8,480	△1,478	△7,193
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する 当期純利益						
連結子会社の決算期変更 に伴う増減						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						
過年度持分の増減に係る 税効果調整						
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△2,540	△129	-	4,612	1,019	2,961
連結会計年度中の 変動額合計	△2,540	△129	-	4,612	1,019	2,961
当期末残高	1,930	△725	△1,109	△3,867	△459	△4,231

(単位：百万円)

	新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
当 期 首 残 高	813	1,941	296,858
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△7,052
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,274
連結子会社の決算期変更 に伴う増減			△4
自己株式の取得			△11
自己株式の処分			5
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動			△88
過年度持分の増減に係る 税効果調整			△427
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△813	△1,444	703
連結会計年度中の 変動額合計	△813	△1,444	△5,601
当 期 末 残 高	-	496	291,256

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 63社

主な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 ⑦ 重要な親会社及び子会社の状況 (2) 子会社の状況」に記載のとおりであります。

非連結子会社の数 10社

主な非連結子会社：

SEGA (SHANGHAI) SOFTWARE CO.,LTD.他

非連結子会社につきましては総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 一社

持分法を適用した関連会社の数 11社

主な持分法適用関連会社：

PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.、インターライフホールディングス株式会社他

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 11社

主な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社：

株式会社キャラウェブ他

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社につきましては、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、連結子会社のうち決算日が12月31日でありました株式会社MPandCは、連結計算書類のより適正な開示を図るため、決算日を3月31日に変更しております。決算期変更に伴う2020年1月1日から2020年3月31日までの3ヶ月間の損益は、利益剰余金の増減として調整しております。

連結子会社の名称	決算日
Sega Amusements Taiwan Ltd.	12月末日
北京世嘉無線娛樂科技有限公司	12月末日
Sega Black Sea Ltd.	12月末日

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの：

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの：

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ：

時価法を採用しております。

たな卸資産：

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、仕掛品は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産、使用権資産を除く）：

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～12年
アミューズメント施設機器	2～5年

無形固定資産（リース資産を除く）：

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産：

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

使用権資産：

リース期間または当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数として、残存価額を零として算定する方法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準によっております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

賞与引当金：

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金：

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ポイント引当金：

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

解体費用引当金：

老朽化した遊休建物解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる解体費用を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額を費用処理又は発生時に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から定額法により費用処理又は翌連結会計年度で一括費用処理することとしております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社において振当処理が認められる通貨スワップ及び為替予約については振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象：借入金の金利、外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替及び金利等の相場変動に伴うリスクの軽減等を目的としてデリバティブ取引を行っております。なお、原則として実需に基づくものを対象に行っており投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動等の累計とヘッジ手段の相場変動等の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。ただし、通貨スワップについては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺することができるため、また、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについてはヘッジの有効性評価は省略しております。

- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、その効果の発現する期間を合理的に見積ることができる場合にはその見積り年数により、それ以外の場合には5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑧ 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は主に当連結会計年度の費用として処理しております。
- ⑨ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- ⑩ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III 会計上の見積りに関する注記

(1) エンタテインメントコンテンツ事業のたな卸資産等の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
仕掛品 29,518百万円
無形固定資産「その他」 6,729百万円
- ② 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算定方法
エンタテインメントコンテンツ事業のゲームコンテンツ等の制作により計上された仕掛品及びソフトウェアは、取得原価で計上し、その販売見込数量やサービス予定期間にしたがって定期的に費用化を実施しておりますが、将来の回収可能価額が、仕掛品及びソフトウェアの帳簿価額を下回る場合は、当該差額を売上原価に計上しております。
- ③ 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算出に用いた主要な仮定
将来の回収可能価額は、翌連結会計年度以降の販売見通しを基に見積っております。
- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
同業他社の新製品等の販売時期等のほか、ヒットビジネスであることによる販売の多寡等により、見積りと実績が乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。

(2) 遊技機事業の原材料の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
原材料 11,793百万円
- ② 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算定方法
原材料は取得原価で計上しておりますが、将来の原材料の使用見込が在庫を下回った場合、余剰分を売上原価に計上しております。
- ③ 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算出に用いた主要な仮定
原材料の使用見込は、翌連結会計年度以降の遊技機の販売見込台数を基に見積っており、旧規則機の撤去期限到来に伴う入替需要を見込んでおります。
- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
同業他社の新製品等の販売時期等のほか、ヒットビジネスであることによる販売の多寡等により、見積りと実績が乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。

(3) フェニックスリゾート株式会社の保有する固定資産の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
有形固定資産 10,229百万円
無形固定資産 272百万円
- ② 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算出に用いた主要な仮定
営業活動から生ずる営業損益が継続してマイナスとなり、資産グループに減損の兆候が認められたため、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、減損損失を認識するかどうかの判定を行いました。
当該判定に用いる将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画及び中期経営計画(以下「事業計画等」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、需要は翌連結会計年度を通じて緩やかに回復することを前提とした客室稼働率、平均客室単価、ゴルフラウンド数、ゴルフラウンド単価により策定されております。
その結果、減損損失を認識すべきであると判定されたため、不動産鑑定評価額を基礎とした正味売却価額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失に計上いたしました。

- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による需要動向等により見積りと実績が乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。
- (4) PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.に係る関係会社株式の評価
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
関係会社株式 17,146百万円
- ② 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算定方法
PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd. (以下「PSS」という。)は、当社の持分法適用関連会社であり、PSSに対する投資は、持分法により会計処理を行っております。
PSSは国際財務報告基準を適用し、のれんを含む資金生成単位グループについて、減損の兆候があるときに加え、毎期減損テストを実施しております。減損テストの結果、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合は、PSSの財務諸表上で帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失を認識するとともに、持分法の処理を通じて当社の関係会社株式の金額に影響を与えます。
なお、PSSは、のれん8,681百万円を含む固定資産129,014百万円を計上しております。
- ③ 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算出に用いた主要な仮定
PSSはのれんを含む資金生成単位グループ及び減損の兆候がある資金生成単位グループについて減損テストを実施しており、回収可能価額は使用価値または処分コスト控除後の公正価値により算定しております。
使用価値の測定に用いる主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画等及び成長率並びに割引率であります。事業計画等は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、需要は翌連結会計年度を通じて緩やかに回復することを前提としたカジノ利用者数及びドロップ額（テーブルにおけるチップ購入額）により策定されております。事業計画等の対象期間後の成長率は、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。また、割引率につきましては加重平均資本コストを基礎として外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等を反映するよう算定しております。
処分コスト控除後の公正価値につきましては、対象資産の再調達価額及びその減価要素を考慮した外部専門家の不動産鑑定評価を利用しております。
- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の動向等が見積りと乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り
新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて、当連結会計年度においては部材調達の遅れや開発スケジュールの遅延、各種施設の営業停止等が発生いたしました。
翌連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響は、事業や地域に差はあるものの、需要が翌連結会計年度を通じて緩やかに回復するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定等の会計上の見積りを行っております。
なお、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症による経済環境への影響が変化した場合に、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 102,780百万円 |
| (2) 担保に供している資産
関係会社株式 (注) | 17,146百万円 |
| (注) 持分法適用関連会社であるPARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.の当連結会計年度における金融機関借入金68,512百万円(725,000百万ウォン)に対して、同社株式を担保に供しております。 | |
| (3) 土地の再評価 | |
| 連結子会社である株式会社セガグループは、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |
| 再評価の方法 | |
| 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号に定める固定資産評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △425百万円 |
| (4) 当座貸越契約の未実行残高 | 140,525百万円 |
| 貸出コミットメント契約の未実行残高 | 78,000百万円 |

V 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価 10,622百万円

(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 48,285百万円

(3) 特別損益の主な科目の内訳

① 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具 0百万円

土地 15,249

その他有形固定資産 8

合計 15,258

② 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

その他有形固定資産 0百万円

その他無形固定資産 0

合計 0

③ 減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失計上額
アミューズメント施設	東京都町田市他192件	建物及び構築物	4,708
		その他有形固定資産等	1,213
		その他無形固定資産	32
事業用資産	東京都大田区他8件	建物及び構築物	3,405
		機械装置及び運搬具	2
		アミューズメント施設機器	10,411
		土地	12
		その他有形固定資産	142
		その他無形固定資産	1,161
		合計	21,091

当グループは、事業のセグメントを基礎とし、独立したキャッシュ・フローを個別に見積もることが可能な資産又は資産グループについては個別にグルーピングしております。このうち、市場価格が著しく下落した、もしくは営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産又は資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、17,743百万円は特別損失の「構造改革費用」に含めて記載しております。

(4) 構造改革費用

外部環境に適応した構造へと変革すべく取り組みを実施したことに伴うものであります。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	266,229,476	—	—	266,229,476

(2) 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	31,138,238	7,687	3,344	31,142,581

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 7,687株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 144株

ストックオプションの行使による減少 3,200株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	4,701	20	2020年3月31日	2020年6月4日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	2,350	10	2020年9月30日	2020年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	4,701	20	2021年3月31日	2021年6月4日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

Ⅶ 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、持株会社である当社において中長期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的に取引金融機関との間でコミットメントラインを契約しております。また、各事業の事業資金については、グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを運用しつつ、資金計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については主に安全性、換金性の高い金融資産で運用し、一部において効率的な資金運用を目的として、複合金融商品である債券等により運用しております。デリバティブは、主に後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクは、グループ各社の債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

有価証券は主に債券等であり、グループ各社の資金運用管理規程等に従い、格付の高い金融機関とのみ取引を行っているため、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は主として株式であり、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、各社取締役会等に報告されており、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、一部の複合金融商品等については株式相場の市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資等に必要な資金の確保及び調達手段の多様化を目的としたものであり、当グループでは、グループ各社が月次で資金繰りの実績及び見込みを作成し、当社が確認を行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引につきましては、変動金利による借入金の一部について支払利息の変動リスクを抑制するための金利スワップ取引であり、グループ各社のデリバティブ取引管理規程等に基づき、社内決裁を受けたうえで、主に財務部門又は経理部門がその実行・管理を行っております。そのうえで適宜、各社の取締役会に状況報告が行われております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、(注) 2 に記載のとおりであり、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	154,972	154,972	—
(2) 受取手形及び売掛金	38,176	38,150	△26
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	608	610	2
② その他有価証券	4,254	4,254	—
③ 関連会社株式	805	972	166
(4) 支払手形及び買掛金	16,994	16,994	—
(5) 長期借入金	42,000	41,939	60
(6) 社債	10,000	9,918	81
(7) デリバティブ取引 (注)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	△725	△725	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、受取手形及び売掛金のうち、当連結会計年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権ごとに債権額を決済日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、その他有価証券に含まれる譲渡性預金は、短期間（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金及び (6) 社債

これらの時価については、元金合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）が適用されるものについては、当該金利スワップ及び金利通貨スワップと一体として時価を算定してしております。

(7) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	2,696
投資事業有限責任組合等出資	9,784
非連結子会社株式	345
関連会社株式	19,024
関係会社出資金	1,525

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,236円82銭
1株当たり当期純利益	5円42銭

X 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は2019年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、2020年4月1日付で連結子会社間での合併を実施いたしました。

(1) 合併の目的

5Gやクラウドといったテクノロジーやインフラの発展に伴い、新しいゲームプラットフォーム・ビジネスモデルが普及するにつれ、グローバルゲーム市場は継続して拡大すると想定される中で、当グループのプレゼンスを高め、さらなる成長を実現するためには、当グループにおける主要事業会社である株式会社セガゲームスと株式会社セガ・インタラクティブの2社を統合し、当グループの国内R&Dリソースを機動的に再配置し、世界市場における競争力を強化していく必要があるためであります。

(2) 合併の概要

① 企業結合の法的形式

株式会社セガゲームスを吸収合併存続会社、株式会社セガ・インタラクティブを吸収合併消滅会社とし、株式会社セガ・インタラクティブは解散

② 合併当事会社の概要(2020年3月31日現在)

名称	株式会社セガゲームス (存続会社)	株式会社セガ・インタラクティブ (消滅会社)
事業内容	携帯電話、PC、スマートデバイス、家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売	アミューズメントゲーム機器の開発・販売等
本店所在地	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
資本金	100百万円	100百万円

(注) 株式会社セガゲームスは2020年4月1日付で株式会社セガへ商号変更

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(株式会社セガ エンタテインメント株式の譲渡)

当社の連結子会社である株式会社セガグループは、同社が保有する株式会社セガ エンタテインメント(現株式会社GENDA SEGA Entertainment)株式の一部を2020年12月30日付で株式会社GENDAに譲渡いたしました。本株式譲渡に伴い、株式会社セガ エンタテインメント(現株式会社GENDA SEGA Entertainment)に対する議決権所有割合は14.9%となったことから、同社を当社の連結子会社から除外しております。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社GENDA

② 分離した事業の内容

アミューズメント施設の企画・運営

③ 事業分離を行った主な理由

当社は、当グループの事業の多くが新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている状況に鑑み、外部環境に適応した構造へと変革すべく構造改革委員会を設置し、非事業資産を対象としたバランスシートの見直し、市場環境の変化に適応できる組織体制の構築、グループ全体の固定費を中心としたコスト削減等に取り組んでおります。

エンタテインメントコンテンツ事業におけるアミューズメント施設分野は新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けていることから、施設稼働が著しく低下しており、当連結会計年度において大幅な損失を計上しております。

当社では、このような事業環境の変化に適応し、アミューズメント施設分野の収益性改善と早期での売上回復を図るべく、様々な選択肢を検討してまいりましたが、その過程において、アミューズメント施設事業の拡大に強い意欲を持つ、株式会社GENDAへ株式会社セガ エンタテインメント(現株式会社GENDA SEGA Entertainment)の株式を譲渡する協議を進め、2020年11月4日開催の取締役会において株式譲渡契約の締結を決定いたしました。

④ 事業分離日

2020年12月30日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

構造改革費用 187百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	6,881 百万円
固定資産	5,638
資産合計	12,520
流動負債	4,920
固定負債	7,626
負債合計	12,547

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を「構造改革費用」として特別損失に計上しております。

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益

売上高 19,967百万円

経常損失 1,472

(Sega Amusements International Ltd.株式の譲渡)

当社の連結子会社である株式会社セガは、同社が保有するSega Amusements International Ltd. (以下、SAI) の全株式を2021年3月30日付でKAIZEN ENTERTAINMENT Ltd.に譲渡いたしました。本株式譲渡に伴い、SAI は当社の連結子会社から除外しております。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

KAIZEN ENTERTAINMENT Ltd.

② 分離した事業の内容

アミューズメント機器の輸入、販売、製造

③ 事業分離を行った主な理由

当社は、当グループの事業の多くが新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている状況に鑑み、外部環境に適応した構造へと変革すべく構造改革委員会を設置し、非事業資産を対象としたバランスシートの見直し、市場環境の変化に適応できる組織体制の構築、グループ全体の固定費を中心としたコスト削減等に取り組んでおります。

エンタテインメントコンテンツ事業における欧米のアミューズメント機器の販売は、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けて著しく低調に推移しており、当連結会計年度において損失を計上しております。

当社では、このような事業環境の変化に柔軟かつ効率的に対応すべく、様々な選択肢を検討してまいりましたが、その過程において、SAIの現CEOであるPaul Williamsがこの度新規に設立したKAIZEN ENTERTAINMENT Ltd.にSAIの株式をMBO方式で譲渡する協議を進め、2021年3月25日開催の取締役会において株式譲渡契約の締結を決定いたしました。

なお、今後の欧米地域におけるアミューズメント機器販売については、SAIにセガブランドの使用を許諾する形式へと移行しております。

④ 事業分離日

2021年3月30日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

構造改革費用 3,120百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,157 百万円
固定資産	1,342
資産合計	3,499
流動負債	522
固定負債	192
負債合計	715

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を「構造改革費用」として特別損失に計上しております。

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益

売上高 1,220百万円

経常損失 196

XI 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

(1) 会社分割・吸収合併の目的

当グループは、外部環境に適応した構造へと変革すべく構造改革に取り組んでまいりましたが、より一層効率的な体制を構築するため、2021年1月29日の取締役会において、当社及びグループ会社における組織再編を行うことを決定し、2021年4月1日を効力発生日として、会社分割及び吸収合併を実施いたしました。

(2) 会社分割の概要

① 分割する事業の内容

サミー株式会社 : コーポレート機能等の管理業務

株式会社セガグループ : コーポレート機能等の管理業務

② 企業結合の法的形式

サミー株式会社及び株式会社セガグループを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

③ 分割当事会社の概要 (2021年3月31日時点)

	承継会社	吸収分割会社	吸収分割会社
名称	セガサミーホールディングス株式会社	株式会社セガグループ	サミー株式会社
事業内容	総合エンタテインメント企業グループの持株会社として、グループの経営管理及びそれに付帯する業務	セガグループの経営管理及びそれに付帯する業務	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じやん球遊技機の開発・製造・販売
本店所在地	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー
資本金	29,953百万円	44,092百万円	18,221百万円

(3) 吸収合併の概要

① 企業結合の法的形式

株式会社セガを存続会社とし、株式会社セガグループを消滅会社とする吸収合併

② 合併当事会社の概要（2021年3月31日時点）

	存続会社	消滅会社
名称	株式会社セガ	株式会社セガグループ
事業内容	携帯電話、PC、スマートデバイス、家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売及びアミューズメント機器の開発・販売	セガグループの経営管理及びそれに付帯する業務
本店所在地	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー
資本金	100百万円	44,092百万円

(4) 実施する予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	29,953	29,945	162,234	192,179
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0
当 期 末 残 高	29,953	29,945	162,234	192,179

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	111,595	111,595	△53,833	279,894
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△7,052	△7,052		△7,052
当 期 純 利 益	10,046	10,046		10,046
自 己 株 式 の 取 得			△11	△11
自 己 株 式 の 処 分			5	5
当 期 変 動 額 合 計	2,993	2,993	△5	2,987
当 期 末 残 高	114,589	114,589	△53,839	282,881

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	3,374	3,374	813	284,082
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△7,052
当 期 純 利 益				10,046
自 己 株 式 の 取 得				△11
自 己 株 式 の 処 分				5
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△3,290	△3,290	△813	△4,104
当 期 変 動 額 合 計	△3,290	△3,290	△813	△1,117
当 期 末 残 高	83	83	-	282,965

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの： 決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

時価のないもの： 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ：時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～47年
航空機	8年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

(2) 賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金：役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金：退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、発生時に一括費用処理することとしております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を充たしているため振当処理を行い、金利スワップ取引については、特例処理の要件を充たしているため特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建借入金及び借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社は、外貨建借入金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引においては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、また、金利スワップ取引においては、特例処理を採用しているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III 会計上の見積りに関する注記

(1) PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.に係る関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 30,557百万円

② 当事業年度の計算書類の計上額の算定方法

PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd. (以下「PSS」という。)は、当社の関連会社であり、時価を把握することが極めて困難と認められる株式として取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の評価にあたっては、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、PSSの財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、当期の損失として処理することから当社の関係会社株式の評価に影響を与えます。

③ 当事業年度の計算書類の計上額の算出に用いた主要な仮定

PSSはのれんを含む資金生成単位グループ及び減損の兆候がある資金生成単位グループについて減損テストを実施しており、回収可能価額は使用価値又は処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

使用価値の測定に用いる主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画及び成長率並びに割引率であります。事業計画及び中期経営計画は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、需要は翌事業年度を通じて緩やかに回復することを前提としたカジノ利用者数及びドロップ額(テーブルにおけるチップ購入額)により策定されております。中期経営計画の対象期間後の成長率は、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。また、割引率につきましては加重平均資本コストを基礎として外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等を反映するよう算定しております。

処分コスト控除後の公正価値につきましては、対象資産の再調達価額及びその減価要素を考慮した外部専門家の不動産鑑定評価を利用しております。

以上の減損テストの結果、当事業年度において同社の実質価額が著しく下落している状況でないことから、当社は関係会社株式評価損を認識しておりません。

④ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の動向等が見積りと乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当事業年度においては、当社グループの事業の多くが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けている状況に鑑み、外部環境に適応した構造へと変革すべく、非事業資産を対象としたバランスシートの見直し、市場環境の変化に適応できる組織体制の構築、グループ全体の固定費を中心としたコスト削減等の取り組みを実施いたしました。翌事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、需要が年度を通じて緩やかに回復するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症による経済環境への影響が変化した場合には将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,458百万円
(2) 担保に提供している資産	
関係会社株式 (注)	30,557百万円
(注) 関係会社であるPARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.の当事業年度末における金融機関借入金 68,512百万円 (725,000百万ウォン) に対して、同社株式を担保に供しております。	
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3,629百万円
短期金銭債務	37,518百万円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
経営指導料	7,467百万円
シェアードサービス料	4,700百万円
受取配当金 (営業収益)	7,045百万円
販売費及び一般管理費	616百万円
営業取引以外の取引高	352百万円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	31,142,581株

Ⅶ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	821百万円
賞与引当金損金不算入額	84
貸倒引当金損金不算入額	2,958
関係会社株式評価損損金不算入額等	7,629
その他有価証券評価差額金	41
その他	949
繰延税金資産小計	12,484
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△821
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,397
評価性引当額小計	△12,218
繰延税金負債との相殺	△266
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	96百万円
投資事業組合評価損益	387
資産除去債務	189
繰延税金負債小計	673
繰延税金資産との相殺	△266
繰延税金負債合計	407
繰延税金負債の純額	△407

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
新株予約権戻入益	△2.1%
評価性引当金の増減額	△1.7%
税務上の繰越欠損金	4.3%
受取配当金等の益金不算入額	△18.7%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0%

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
子会社	サミー株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	3,285	売掛金	301
				シェアードサービス料 (注) 3	1,346	売掛金	123
				連結納税	—	未払金	1,253
				資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	847
				利息の支払 (注) 5	148	流動負債 その他	45
子会社	株式会社ロデオ	所有 間接 100.0%	—	資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	4,742
子会社	タイヨーエレクト 株式会社	所有 間接 100.0%	—	資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	9,612
子会社	株式会社セガグル ープ	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	4,181	売掛金	383
				シェアードサービス料 (注) 3	2,346	売掛金	215
				連結納税	—	未払金	2,981
				資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	10,876
				利息の受取 (注) 5	69	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	1,000 4,265
子会社	株式会社セガ	所有 間接 100.0%	経営指導 役員の兼任	シェアードサービス料 (注) 3	843	売掛金	77
				連結納税	—	未収入金	1,193

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
子会社	セガサミークリエイション株式会社	所有 直接 100.0%	—	資金の貸付	1,350	関係会社 長期貸付金 (注) 6	11,750
				利息の受取 (注) 5	65	流動資産 その他	—
子会社	フェニックスリゾート株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任	連結納税	—	未払金	249
				資金の預り・預け (注) 4	—	預け金	17
				資金の貸付	172	関係会社 短期貸付金	1,000
				利息の受取 (注) 5	32	関係会社 長期貸付金	4,487
子会社	株式会社サミーネットワークス	所有 直接 100.0%	役員の兼任	シェアードサービス料 (注) 3	41	売掛金	3
				連結納税	—	未払金	123
				資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	5,001
				利息の支払 (注) 5	15	流動負債 その他	6
関連 会社	PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.	所有 直接 45.0%	役員の兼任	担保提供 (注) 7	30,557	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。

2. 経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。

3. シェアードサービス料の金額については、当該業務のための必要経費を基準として決定しております。

4. グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、キャッシュ・マネジメント・システム取引であります。なお、グループ内の会社間で資金の貸借を随時行っているため、取引金額は記載しておりません。

5. 利息については、市場金利を勘案し決定しております。

6. セガサミークリエイション株式会社への関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において9,616百万

円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において582百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.の金融機関からの借入の一部に対し、同社の株式を担保提供しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
役員	里 見 治 紀	被所有 直接 1.59%	一般財団法人 セガサミー文 化芸術財団理 事長	寄付金の支払 (注) 2	112	—	—
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	有限会社 エフエスシー (注) 4	被所有 直接 5.85%	保険業務 代行	保険料の支払 (注) 3	21	前払費用 長期前払費用	9 0

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。
 2. 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。
 3. 取引価格の算定は市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
 4. 当社代表取締役会長である里見治及び代表取締役社長である里見治紀が有限会社エフエスシーの口数の過半数直接所有しております。

IX 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,203円66銭
1 株当たり当期純利益	42円73銭

X 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

(1) 会社分割の目的

当社は、外部環境に適応した構造へと変革すべく構造改革に取り組んでまいりましたが、より一層効率的な体制を構築するため、2021年1月29日の取締役会において、組織再編を行うことを決定し、2021年4月1日を効力発生日として、会社分割を実施いたしました。

(2) 会社分割の概要

① 分割する事業の内容

サミー株式会社 : コーポレート機能等の管理業務

株式会社セガグループ : コーポレート機能等の管理業務

② 企業結合の法的形式

サミー株式会社及び株式会社セガグループを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

③ 分割当事会社の概要 (2021年3月31日時点)

	承継会社	吸収分割会社	吸収分割会社
名称	セガサミーホールディングス株式会社	株式会社セガグループ	サミー株式会社
事業内容	総合エンタテインメント企業グループの持株会社として、グループの経営管理及びそれに附帯する業務	セガグループの経営管理及びそれに付帯する業務	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じやん球遊技機の開発・製造・販売
本店所在地	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー	東京都品川区西品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー
資本金	29,953百万円	44,092百万円	18,221百万円

(3) 実施する予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。